

国民年金保険料 納付のご案内

令和4年4月分から令和5年3月分の国民年金保険料は16,590円です。

日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。また、お申込みいただくことで口座振替やクレジットカードによる納付も可能です。

その他、保険料をまとめて前納することで割引が受けられる前納制度もございます。

【お問い合わせ先】
徳島南年金事務所 ☎0888・652・3114

国民年金保険料 退職による特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職(失業)された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

ただし、退職(失業)者以外の審査対象者に一定以上の所得が

あるときには、免除が認められない場合があります。

◆手続きに必要なもの

- ◎年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ◎雇用保険受給資格者証または離職票などの写し
- ◎本人以外が来庁される場合は委任状
- ◎来庁者の本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証)

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173
 Mail:hokennenkin@city.ko
 matsushima.i-tokushima.jp
 徳島南年金事務所 ☎0888・652・3114 / FAX0888・654・0219



令和4年度認可外保育 施設等利用料無償化の 申請について

4月から次の施設・事業の利用料無償化(負担軽減)を受けられるためには、「保育の必要性」の認定申請が必要です。ただし、すでに保育認定を受けている場合、申請は不要です。詳しくは市児童福祉課へご確認ください。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、二時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象者】

- ・3歳児から5歳児(月額3万7千円まで)
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児(月額4万2千円まで)

※現在すでに利用しており、3歳児クラスに進級する場合も申請が必要です。

【受付期間】 3月10日(木)

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・3738
 Mail:jidoufukushi@city.ko
 matsushima.i-tokushima.jp

ごみを出す際の ご注意点をについて

マスクなどの捨て方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、次のポイントについてご注意をお願いします。

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぴいになる前に早めにごみ袋の空気を抜き、しばって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしめます。

※万が一ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

一般のご家庭ごみの出し方について

ごみの収集や処理を円滑・安全に行うため、ご家庭でごみを出される時は、次のポイントについてご注意をお願いします。

- ①ごみ袋はしっかりと縛って封をしましょう！ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。
- ②ごみ袋の空気を抜いて出しましょう！収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車での破裂を防止できます。
- ③生ごみは水切りをしましょう！ごみの量を減らすことができます。
- ④普段からごみの減量を心がけましょう！購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。

⑤小松島市の分別・収集ルールを確認しましょう！

粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合などがあります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

【お問い合わせ先】

市環境衛生センター ☎32・8290 / FAX32・8295
 Mail:seisecenter@city.koma
 tsushima.i-tokushima.jp